

前橋市北代田町東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について（議案第39号）

建築指導課

1 制定の理由

北代田町東地区における適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限を定める。

2 主な内容

(1) 建築物の制限

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 面積                         | 約3.3ヘクタール  |
| 用途地域                       | 準工業地域  |
| 建築物の用途の制限<br>(建築してはならないもの) | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する次の営業の用に供する建築物<br>ア 風俗営業<br>イ 店舗型性風俗特殊営業<br>ウ 無店舗型性風俗特殊営業<br>エ 映像送信型性風俗特殊営業<br>オ 店舗型電話異性紹介営業<br>カ 無店舗型電話異性紹介営業<br>キ 特定遊興飲食店営業<br>ク 接客業務受託営業 |

(2) 公益上必要な建築物の特例

公益上必要な建築物であって、前橋市建築審査会の同意を得て市長が許可したものは、この条例の規定を適用しない。

(3) 罰則

この条例の規定に違反した建築物の建築主等は、10万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和5年4月1日